

令和5年第4回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その15）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第18号	消費者被害の防止・救済のため、施行5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書…………… 3
議員提出議案第19号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書…………… 7
議員提出議案第20号	脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書…………… 8
議員提出議案第21号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書…………… 10
議員提出議案第22号	現行健康保険証の来年秋の廃止方針の撤回を求める意見書…………… 13
議員提出議案第23号	「核兵器禁止条約」第2回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書…………… 14
議員提出議案第24号	「改正出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書…………… 15
議員提出議案第25号	インボイス制度の実施延期を求める意見書…………… 16
議員提出議案第26号	新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書…………… 17

令和5年9月26日

堺市議会議長
の場 慎一様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
兼 城 良 剛
西 川 良 平
広 田 新 一
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
大 西 耕 治
大 林 健 二
宮 本 恵 子
水ノ上 成 彰

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
信 貴 良 太
小 野 伸 也
上 野 田 勝 人
野 里 文 盛
西 村 昭 三
田 代 優 子
田 洵 和 夫
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第18号 消費者被害の防止・救済のため、施行5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

消費者被害の防止・救済のため、施行5年後見直し規定に基づく 特定商取引法の抜本的改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の2016（平成28）年改正の際、附則においていわゆる5年後見直しが定められた。2022（令和4）年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎える。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者の相談の割合は65歳未満の割合の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている（令和4年版消費者白書）。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022（令和4）年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するため、国に対して、以下の事項について特定商取引法の改正を行うよう求める。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、健全な事業者の営業活動を阻害しないよう留意しつつ、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度や事業者の登録制等を参考に消費者被害防止のための効果的な制度を検討すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全）

各宛

令和5年9月26日

堺市議会議長
的場慎一様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

白 江 米 一
兼 城 剛
西 川 良 平
広 田 新 一
池 尻 秀 樹
山 口 典 子
大 西 耕 治
大 林 健 二
宮 本 恵 子

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同
同

大 西 公 彦
信 貴 良 太
小 野 伸 也
上 田 勝 人
野 里 文 盛
西 村 昭 三
田 代 優 子
田 洩 和 夫
吉 川 敏 文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|--|
| 議員提出議案第19号 | 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書 |
| 議員提出議案第20号 | 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書 |
| 議員提出議案第21号 | ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書 |

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 令和5年9月1日にも発足予定の「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		
感染症危機管理担当大臣		

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー (循環型経済)の推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化(カーボン・ニュートラル)や、生物多様性の回復への自然再興(ネイチャー・ポジティブ)は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立をめざして、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー(直接型経済)から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー(循環型経済)への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー(循環型経済)へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

そこで政府に対して、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー(循環型経済)の実現をめざし、以下の事項について特段の取組みを要望する。

記

1. 資源循環を促進するための制度や施設の整備について

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器や、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

2. 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進について

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現をめざして、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

3. 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設について

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4. 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大について

リファービッシュ品(再生品)の二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進するリコマース・ビジネス(中古品取引)を育成するとともに、製品の長期利用に資する、シェアリング(共有)、サブスクリプション(期間利用)等のサービ

スの普及拡大を図ること。

5. 地域や施設における資源循環の導入促進について

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用をめざすフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

6. より多くの古紙が回収・利用される環境の整備について

紙の資源循環を一層推進するため、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙や、これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するために、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、出来るだけ多く古紙が回収・利用される環境を整備すること。

7. 衣類の資源循環システムの構築について

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、グリーン購入法を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること。

8. 建設廃棄物のリサイクルの高度化について

建設リサイクル法等を通じて建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

9. 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進について

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		

ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する 適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症(減少症)によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症(減少症)の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 脳脊髄液漏出症(減少症)の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
2. ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

各宛

令和5年9月26日

堺市議会議長
的場慎一様

提 出 者

堺市議会議員
同
同

乾 友 美
林 原 徹
藤 本 幸 子

堺市議会議員
同

藤 本 憲
森 田 晃 一

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 議員提出議案第22号 | 現行健康保険証の来年秋の廃止方針の撤回を求める意見書 |
| 議員提出議案第23号 | 「核兵器禁止条約」第2回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書 |
| 議員提出議案第24号 | 「改正出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書 |
| 議員提出議案第25号 | インボイス制度の実施延期を求める意見書 |
| 議員提出議案第26号 | 新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書 |

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

現行健康保険証の来年秋の廃止方針の撤回を求める意見書

岸田首相は8月4日、来年秋に今の健康保険証を廃止する方針を当面維持した上で、マイナンバーカードと一体化した保険証を持っていない人すべてに「資格確認書」を発行することなど資格確認書の取扱いについて、有効期限を最長1年から最長5年に延長するなど一部変更することを記者会見で述べた。

短期間で、二転三転する政府のこの問題に対する対応に、国民の不信が増している。こうした資格確認書の取り扱いの変更は、資格確認書を現行の健康保険証に限りなく近づけることに他ならず、すでに社会に定着し、安定的に運用されている現行の健康保険証を存続させれば良いとの声を払拭できるものではない。共同通信の世論調査では76%が廃止の「撤回か延期」を求めている。

マイナ保険証によるオンライン資格確認で、保険資格を確認できなかつたり、医療費の負担割合が間違っていたりすることが多発している。医療機関の窓口では、現行の健康保険証の券面を確認することによって「無保険扱い」などの事態を回避している。

資格確認書は原則としてマイナ保険証を持たない人を交付対象としているため、併用することができず、資格確認書の取扱い見直しだけでは、現在医療現場で起きているマイナ保険証によるトラブルを解決することはできない。

マイナ保険証のメリットとして保険証発行等の事務負担軽減が上げられているが、マイナンバーカードの発行実務、5年ごとの更新、さらに今回の資格確認書の発行・更新実務、情報の紐付け作業などを考慮すれば、自治体、保険者の事務負担が本当に軽減されるのか、大きな疑問である。加えて止まらないトラブルへの対応、「総点検」作業等で自治体や保険者の事務負担は増大している。さらに、現行保険証の廃止を前提とした資格確認書発行には240億円もの費用がかかるとも言われている。

廃止時期の見直しについて岸田首相は、今行っている「総点検」後に対応する考えを示した。しかし、「総点検」の中間報告でも、「マイナ保険証」に別人の情報が誤って登録された事例が新たに1,069件確認された。

よって、本市議会は、政府に対して「総点検」の最終の結果を待つことなく、来年秋の現行保険証の廃止方針の撤回をするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

各宛

「核兵器禁止条約」第2回締約国会議にオブザーバー参加を 求める意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、2020年10月に50か国に達し、2021年1月に条約が発効された。2023年1月9日に新たにジブチ共和国が署名し、署名国は92か国、批准国は68か国となっている。また、2022年6月にオーストリアの首都ウィーンで開かれた第1回締約国会議には、80か国以上が参加し、署名国以外にもNATO加盟国であるドイツ・ノルウェー・オランダもオブザーバー参加した。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとしつつ、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。

また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

今年8月6日の広島での平和記念式典で、松井一實広島市長は「核による威嚇を行う為政者がいるという現実を踏まえるならば、世界中の指導者は、核抑止論は破綻（はたん）しているということ直視し、私たちが厳しい現実から理想へと導くための具体的な取り組みを早急に始める必要がある」「日本政府には、被爆者を始めとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との間で現に生じている分断を解消する橋渡し役を果たしていただきたい。そして、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい。」と平和宣言を読み上げた。

本市議会は、唯一の戦争被爆国である日本政府及び国会に対して、核兵器禁止条約を署名・批准することに対する真摯な検討をおこなうことを求める。また、日本政府に対して、署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年9月28日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

「改正出入国管理及び難民認定法」の廃止を求める意見書

政府は、2021年の通常国会で廃案になった改正出入国管理及び難民認定法について、3か月ごとに必要的に收容の要否を見直す旨の規定を創設し、監理措置制度における監理人の定期報告義務を削除するなど、一部修正を加え、本年3月7日に新たな改正出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」という。）を提出、参議院本会議で本年6月9日、賛成多数で可決成立させた。

しかし、「改正出入国管理及び難民認定法」では、難民認定申請中は送還が停止される規定に例外を設け、3回目以降は申請中の送還を可能にしている。迫害を受けるおそれがある国への追放・送還を禁じた難民条約第33条第1項のノン・ルフールマン原則に反し、外国人の生命を危険にさらすものである。

現行でも、在留資格を失った外国人を全て施設に收容する原則の過酷な実態や、收容が裁判所の関与もなく入管庁の裁量任せとなっていること、名古屋出入国在留管理局に收容中に死去したスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんをはじめ、2007年以降だけで17人もの死亡者を出しているなど、異常事態が問題となってきた。

「改正出入国管理及び難民認定法」では、原則收容主義は変えず、收容か監理措置制度下の選択にするとしている。しかも、判断するのは裁判所ではなく入管庁であり、入管庁の広範な裁量は温存され、收容期間に上限のない非人間的な扱いが続く懸念がある。監理措置制度は親族や支援者を監理人に選定し、罰則つきで監視する役目を負わせるもので、外国人の保護とは相入れない。

また、子どもを仮放免や在留資格がないまま放置し送還することや、医療を受けさせないことが子どもの権利条約違反であり、是正が求められてきた。改正法の在留特別許可申請手続では、子どもが安心して日本で住み続ける保障にもなっていない。

よって、本市議会は、政府に対して、「改正出入国管理及び難民認定法」を廃止し、在留判断や收容に関する国際人権条約の遵守の確保、出入国在留管理庁から独立した難民認定機関の設置、外国人の出入国に関する処分についての行政手続法等の適用など、憲法上、国際法上求められる人権の保障や適正手続の要請にかなう制度を早急に実現することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

各宛

インボイス制度の実施延期を求める意見書

コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させている。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりがあり、追い打ちをかけている。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められる。10月からのインボイス制度実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあり、このままではインボイス制度導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらに、地域経済の衰退につながることは必至である。

政府は161万者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の税収増になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策である。

インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ることに懸念の声を上げている。

よって、本市議会は、住民の暮らし、地域経済に、深刻な打撃となる10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2023年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

各宛

新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への 支援強化等を求める意見書

現時点においても、新型コロナウイルスの感染拡大により、救急搬送困難事例が各地で急増し、救急医療や一般診療が制限される地域もあり、医療体制の逼迫が懸念される状況となっている。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、引き続き、医療提供体制に大きな負荷をかけ、日本社会に深刻な影響をもたらしており、特別の手立ての継続が求められる。

ところが、政府は、5類移行後も縮小しながら続けられた患者負担の軽減措置や診療報酬の特例の多くを9月末期限としている。

ラゲブリオ、パキロビッドなど経口抗ウイルス薬は、全額公費負担としてきた患者負担が、最大9千円となる10月以降、経済的理由のために治療薬を内服できないなどの事態も招きかねない。

また、軽症・無症状だった人も含め、長期の後遺症に苦しむ患者が急増している。肺・心臓の長期的な障害や、ME/CFS（筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群）など、社会生活に困難を抱える事例も少なくない。臨時特例の恒久化や「コロナ後遺症・罹患後症状」の特定疾患療養管理料を毎月算定できるようにするなど、コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額、患者の生活支援を国の責任で行うことが求められる。

よって、本市議会は、政府に対して、新型コロナおよび後遺症の患者に必要な治療を提供し命と健康を守るため、以下の点を強く要望する。

記

1. 新型コロナ治療薬への公費適用など、患者負担の軽減措置を継続すること
2. 診療報酬特例を継続・拡充し、医療体制への支援を強化すること
3. 急増するコロナ後遺症に国として責任ある対策をとること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2023年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		
感染症危機管理担当大臣		

令和5年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その15)

令和5年9月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-23-0021

